

九都縣市同時発表
埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県
横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市

九都縣市が連携して踏切の安全対策に取り組んでいます！ ～鉄道事業者への申入れ及び安全啓発活動の実施～

九都縣市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では、多発する踏切事故の現状を踏まえ、踏切の安全対策に関する啓発活動について、連携して取り組んでいますので、お知らせします。

1 鉄道事業者への申入れ

平成29年11月13日に開催された第72回九都縣市首脳会議における合意に基づき、九都縣市内の鉄道事業者へ踏切の安全対策等の申入れを行っています。

(1) 申入れの内容

別紙1のとおり

(2) 申入れ先（合計26社局）

東日本旅客鉄道(株)、東海旅客鉄道(株)、日本貨物鉄道(株)、東武鉄道(株)、西武鉄道(株)、京成電鉄(株)、京葉臨海鉄道(株)、京王電鉄(株)、小田急電鉄(株)、東急電鉄(株)、京浜急行電鉄(株)、東京地下鉄(株)、相模鉄道(株)、秩父鉄道(株)、新京成電鉄(株)、銚子電気鉄道(株)、小湊鐵道(株)、いすみ鐵道(株)、流鉄(株)、江ノ島電鉄(株)、箱根登山鐵道(株)、伊豆箱根鐵道(株)、東京臨海高速鐵道(株)、神奈川臨海鐵道(株)、横浜高速鐵道(株)、東京都交通局

(順不同)

※申入れは、12月～1月中を目途に各都縣市が分担して行っています。

※申入れ内容の詳細については、下記にお問合せをお願いします。

横浜市道路局計画調整部事業推進課鉄道交差調整担当課長 上田 祐一郎

電話 045-671-2757

2 安全啓発活動の実施

九都縣市の住民の皆様に広く踏切の安全対策をPRするため、別紙2のとおり、九都縣市共通のチラシを作成しました。

併せて、平成30年1月を「九都縣市踏切安全啓発期間」とし、踏切の安全対策についてチラシを用いて、効果的に注意喚起していきます。